

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第9回総会）

日時：令和4年4月26日（火）13時30分～

会場：年金審査課 第一会議室

### ○事務局（年金審査課長補佐）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第9回総会を始めさせていただきます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課 課長補佐の渡部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防措置として、審議時間を短縮して実施させていただきます。

なお、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

総会に入ります前に、北海道地方年金記録訂正審議会委員として本月10日付で任命されました、齊藤委員、宮元委員、毛利委員に任命通知書を交付いたします。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ、机の上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが、内容のご確認をお願いいたします。

なお、毛利委員は、体調不良により急遽本日は、欠席となりましたので別途、交付いたします。

齊藤委員におかれましては、本総会から初めて審議に加わっていただくこととなります。改めてご紹介いたします。

齊藤委員です。

齊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の中山よりご挨拶申し上げます。

○北海道厚生局長

北海道厚生局長の中山でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

北海道地方年金記録訂正審議会の第9回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

日頃より、年金事業の適正な運用と円滑な推進に、ご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当審議会委員の任期満了に伴い、再任又は新任として、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、年金記録の確認及び訂正につきましては、当該仕組みが、平成19年度に創設され、平成26年度までは、総務省の年金記録確認第三者委員会が担当し、その後、恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働省が担当しております。

受付件数だけを見ますと、発足当時と比べると減少傾向にありましたが、令和元年度からは、微増傾向がみられ、あわせて処理件数、1回あたりの審議件数も昨年度より増えているものの、委員の皆様のおかげで円滑な審議・処理が果たせております。

また、年金制度は、国民お一人お一人に対しまして、非常に長期にわたり、関わりを持つ制度でございます。

従いまして、委員の皆様におかれましては、国民の皆様から提出されました、年金記録の訂正請求について、引き続き、中立的かつご専門の立場でご審議いただき、公平・公正、かつ客観的なご判断にお力添えいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本年度も引き続き、円滑なご審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者をご紹介します。

年金管理官の鈴木でございます。

鈴木です。よろしく願いいたします。

年金審査課長の蒔田でございます。  
蒔田です。よろしくお願いいたします。

主任年金記録調査官の佐藤でございます。  
佐藤です。よろしくお願いいたします。

管理係長の佐々木でございます。  
佐々木です。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（年金審査課長補佐）

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。  
「座席表」、「議事次第」に続きまして、「資料」としまして、

【議題 1】 会長代行及び部会長代理の指名について

【議題 2】 令和 3 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

合計 2 点となっております。  
資料に不足等はございませんでしょうか。  
ご確認ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。  
増谷会長、よろしくお願いいたします。

○増谷会長

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第 9 回総会を始めます。  
最初の議題に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。  
審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報保護や公開することによって、本審議会の運営に支障をきたすような内容が含まれていない議題 1 及び議題 2 については、公開といたします。

なお、個人情報保護や、公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容については、議題 3 の「その他」でご議論いただき、その部分は非公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要

旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開いたします。

なお、議事録については、同条第4項の規定に基づき、議事録の署名人として、私のほか、荒委員と齊藤委員の2名を指名しますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と荒委員、齊藤委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

荒委員、齊藤委員はよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議の成立について事務局から、ご報告願います。

#### ○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の蒔田でございます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、4名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

#### 【議題1】 会長代行及び部会長代理の指名について

#### ○増谷会長

それでは、議題に入ります。

最初の議題は、「会長代行及び部会長代理の指名について」です。

これまで、会長代行及び部会長代理を務めていただいた、星委員の任期が満了となりましたことから、改めて、会長代行及び部会長代理を指名する必要があります。

資料1をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第5項において、「部会長に事故があるときは、当該部に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。」とされています。

これらの規定に基づき、私のほうで「会長代行」及び「部会長代理」を指名させていただきます。

事務局は、「会長代行」、及び「部会長代理」の指名に関する資料を配付してください。

## ※追加資料配付

### ○増谷会長

ただいま配布しました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、毛利委員を指名いたします。本日体調不良により急遽欠席となりましたが、毛利委員の内諾を得ています。

毛利会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は会長代行としての職務をお願いすることになります。

続いて、「部会長代理」を指名します。

第1部会は、荒委員、齊藤委員、宮元委員、毛利委員と、私の5名で構成され、部会長は私が兼任しております。

部会長代理は、毛利委員に兼任をお願いします。毛利委員の内諾は得ています。

「会長代行」、及び「部会長代理」の指名は以上です。

また、今後の地方審議会総会及び部会の開催は、必要な都度、私が招集します。

委員の皆様におかれては、私のもとで、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

### 【議題2】 令和3年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

### ○増谷会長

続きまして、議題の2番目、令和3年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてです。

事務局からご説明をお願いします。

### ○事務局（年金審査課長）

それでは、お手元にお配りしております、「議題2 令和3年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、ご説明をさせていただきます。

恐縮ではございますが、座ったまま説明をさせていただきます。

ポイントを絞って説明をまいります。

まず、1ページでございます。

こちらの棒グラフは、総務省に第三者委員会が設置された平成19年度当時の、北海道における受付件数と処理件数の推移です。

上段の受付件数は、ご覧のとおり、平成22年度をピークに減少し、年金審査課が設置された平成27年度の受付件数は141件でした。その後は、60～70件台で推移し、令和2年度は78件、3年度は111件と増加を続けており、特に令和

3年度は、前年度から33件増加しています。

続いて、下段は処理件数の推移です。取下げ件数も含んでいますが、こちらも受付件数と同様、平成22年度をピークに、年金審査課が設置された平成27年度の処理件数は108件、その後も減少しながら推移しましたが、令和2年度は81件、3年度は107件となっています。こちらも、令和2年度に比べて26件増加しています。

なお、受付件数よりも処理件数が上回っている年度がございますが、これは年度内に処理できなかった事案が、翌年度に繰越計上されているためでございます。

続いて2ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。

令和3年度の口頭意見陳述の実施件数は、不訂正事案25件に対して2件でした。当審議会では、訂正請求者が口頭意見陳述を希望した場合には、100%実施していただいている状況です。

上段右側は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会の開催実績と1回当たりの平均審議件数の推移です。令和3年度の部会開催数は23回、1回当たりの平均審議件数は4.39件であり、平均審議件数は過去最高の件数となっております。なお、この平均審議件数は、一つの事案に対して複数回ご審議いただいた事案もありましたので、そうした再審議分も1回としてカウントしております。

下段の表は、令和3年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況になります。合計欄でご説明いたしますが、括弧内の8件は、令和2年度からの繰越し件数となります。これに、令和3年度中の受付件数111件を合わせた119件が、令和3年度中の処理対象となっております。このうち処分決定したものが99件、取下げは8件ございましたので、差し引きした12件が、令和4年度への繰越し件数となります。また、真ん中の列、処分通知済件数99件のうち、一部訂正を含めた74件が訂正決定されておりますが、その訂正率は74.7%となっております。制度別の訂正率は、厚生年金保険が80.7%、国民年金が27.3%となり、厚生年金事案の訂正率が高いのは、過去と同様の傾向となります。

ここまで、令和3年度における受付件数及び処理件数の増加、厚生年金保険の訂正率が高いことについて説明しましたが、その要因として、令和3年度は標準賞与額に係る訂正請求の受付が取り下げ分を除いて67件あり、同一事業所の事案も多く、そのほとんどが記録訂正となっていることがあげられると思います。

続いて、3ページと4ページをご覧くださいますが、これは厚生労働省のホームページで、毎月、更新・公表されている全国版の資料です。

3ページは、訂正請求に係る全国での受付・処理状況です。記載されている件数は、令和4年2月の単月と、年金記録訂正業務が、総務省から厚生労働省に移行された後の、平成27年3月から令和4年2月までの累計件数となっております。

令和4年2月の状況を見ると、国民年金は厚生年金と比べて受付件数が少なく、なおかつ不訂正決定が多いという状況が見てとれます。

続いて、4ページをご覧ください。

これは、各厚生（支）局、分室ごとの受付・処理件数を制度別等に区分したものです。全国的に厚生年金保険の事案件数の多いことが、この資料でも見てとれるかと思えます。

次に、5ページをご覧ください。

この5ページ以降の資料は、昨年12月に開催されました、第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものですので、こちらをご説明します。

なお、令和3年度分については、下期を含めた3年度全体の件数等は、まだ集計されておりませんので、令和3年度のみ上期の概況となります。

それでは、6ページをご覧ください。

上段の表は、年金事務所の窓口で受付した訂正請求書の件数とその割合を、年度別、制度別等に区分したものです。国民年金の受付は、平成27年度から毎年減少が続いています。一方で厚生年金は、平成30年度までは減少が続いていましたが、令和元年度から増加に転じ、3年度も上期の数字を見ますと、2年度の上期と比べ800件程度上回る件数となっています。増加傾向の要因としては、厚生年金の一括請求が増加していることから、標準賞与額や標準報酬月額に係る届け出漏れや届け出誤りによる訂正請求の増加が考えられます。

また、制度別で見ると、厚生年金に係る訂正請求の割合は、90%を超えており、圧倒的に厚生年金事案が多いという結果となっております。

下段の棒グラフは、地方厚生（支）局、分室別の、令和元年度と令和2年度の受付件数の比較です。先ほど上段の表で、令和2年度の受付件数が増加したと申し上げましたが、この棒グラフを見ますと、約半数の5つの厚生局、分室が増加しているという状況でございます。

続いて7ページをご覧ください。

こちらは、制度別・処理事案別の処理件数となっております。

厚生局処理事案と機構処理事案に分かれており、令和元年度と2年度は、厚生局処理事案3に対して機構処理事案が7という比率でした。参考までに、3年度上期の速報値での厚生局処理事案と機構処理事案の比率は、厚生局処理事案2に対して機構処理事案が8と、更に機構処理事案が多くなっています。

また、厚生局処理事案における厚生年金の訂正率が高く、国民年金の訂正率は低いということが、こちらの表からも見て取れるかと思えます。

続いて8ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度の厚生局処理事案を対象とした、請求者の住所地別件数です。東京都居住者からの請求が一番多く、北海道居住者は8番目ということでございます。

続いて9ページをご覧ください。

こちらは、厚生局が処理した請求期間の分類（事案類型）別の請求件数です。

厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求が、厚生年金事案の全体60%以上を占めているということが分かります。

参考までに、北海道厚生局の処理状況を申し上げますと、厚生年金事案に占める標準賞与額に係る訂正請求の割合は、令和2年度は20%程度と、全国と比較して少ない状況があり、理由として、年金事務所で訂正できるものが多く、厚生局に進達されるものは少ないのではないかと考えていましたが、令和3年度では70%以上を占める状況になっています。

国民年金事案では、⑤の保険料納付に係る訂正請求が、90%を超えている状況です。

続いて10ページをご覧ください。

左側は、厚生局が処理した請求期間の分類（事案類型）別の請求件数に対する訂正・不訂正の処分決定件数。右側は、その訂正決定率です。

左側①の標準賞与額に係る訂正請求の件数が一番多く、右側の訂正決定率は、①の標準賞与額に係る訂正決定率が令和元年度は76.4%と低かったのですが、令和2年度は92.4%と再び高くなっており、厚生年金全体の訂正率を押し上げていることが分かります。

続いて11ページをご覧ください。

こちらは、上段が令和2年度の部会の開催状況、下段は口頭意見陳述の実施状況でございます。

続いて12ページをご覧ください。

こちらは、厚生労働大臣に対する審査請求の受付・裁決等件数でございます。

北海道厚生局では、令和2年度は国民年金1件、3年度は厚生年金1件あり、どちらも棄却となっています。

最後に13ページをご覧ください。

こちらは、全国における提訴状況や判決・係争の状況です。

一番下の表にあるとおり、令和3年度上期末時点において係争中のものは、全国で22件となっております。

ちなみに、北海道厚生局では、年度当初3件ございましたが、現在は2件、係争中の案件がございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度訂正請求の受付・処理状況についてのご報告でございます。

○増谷会長

はい。ご質問ございますか。



北海道で昨年、一つ確定した判決は、結論的には。

○事務局（年金審査課長）

確定したものは、高等裁判所までの案件でございますが、こちらのほうで決定をした、年金記録訂正請求の不訂正決定を取消せという申し出でしたが、それを棄却するというので、国の勝訴という形で終了しております。

○増谷会長

分かりました。

他にご質問はございますか。

○宮元委員

一ついいですか。

11 ページの、開催状況や口頭意見陳述の実施状況等は、令和2年度で、令和3年度はまだ出てこないんですか。

○事務局（年金審査課長）

令和3年度はまだ出てこないです。

○宮元委員

分かりました。ありがとうございます。

○増谷会長

よろしいですか。

なければ、次の議題にいきたいと思えます。

### 【議題3】 その他

○増谷会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、お話ししましたとおり、ここからは個人情報の保護等、本審議の運営に支障をきたすような内容の議論をいたしますので、「非公開」といたします。

《以後非公開》